

西部地区新調理場整備・運営事業

審査基準

令和7年6月5日

令和7年8月14日 修正

春日井市

— 目 次 —

第 1	本書の位置付け	1
第 2	最優秀提案の選定方法	1
1	選定の流れ	2
2	参加資格審査	2
3	提案審査	2
第 3	優先交渉権者の決定	7
1	優先交渉権者の決定	7
2	結果の通知及び公表	7
3	優先交渉権者を決定しない場合の措置	7
第 4	選定委員会の設置	7

第1 本書の位置付け

西部地区新調理場整備・運営事業審査基準（以下「審査基準」という。）は、春日井市（以下「市」という。）が、西部地区新調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び決定を行うにあたり、市が公表した募集要項と一体のものである。

審査基準は、優先交渉権者を決定するにあたり、最優秀提案を選定するための方法を明示し、応募者に具体的な指針を示すものである。

第2 最優秀提案の選定方法

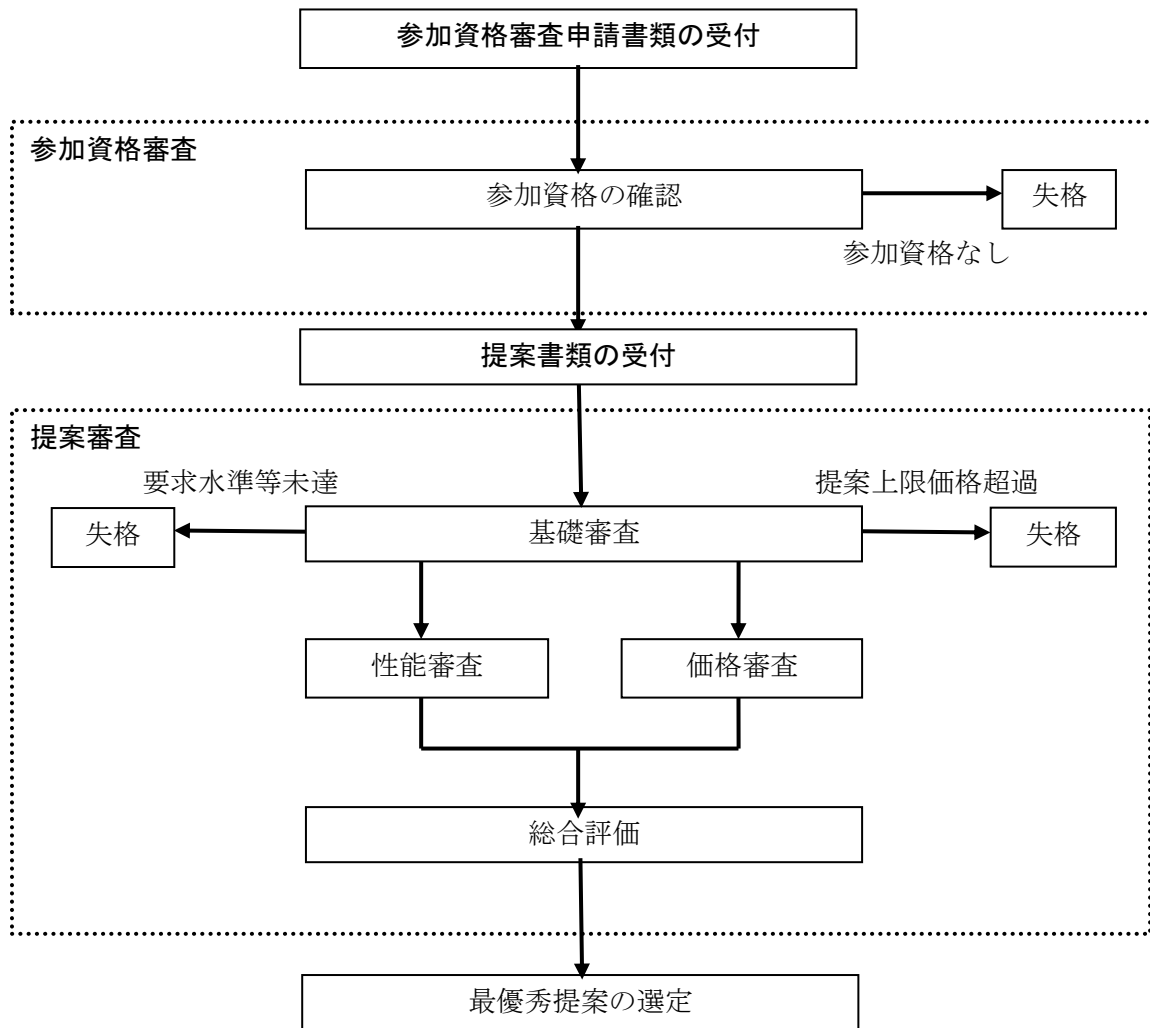
最優秀提案の選定は、西部地区新調理場整備・運営事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が応募者からの提案を審査して行う。

審査は、第1段階の参加資格審査及び第2段階の提案審査で構成する。

参加資格審査では、応募者の参加資格を確認し、参加資格を有することを確認できた応募者のみが提案審査を受けることができる。

提案審査では、応募者の提案を審査し、最優秀提案を選定する。提案審査は、基礎審査、性能審査及び価格審査で構成する。基礎審査では、提案内容が要求水準を満たしているかなどについて審査する。性能審査及び価格審査では、それぞれ提案内容及び提案価格について審査する。総合評価では、性能審査における得点（以下「性能審査点」という。）及び価格審査における得点（以下「価格審査点」という。）を合算した得点（以下「総合評価点」という。）が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、総合評価点が同点の場合は、性能審査点が最も高い提案を最優秀提案とする。

1 選定の流れ



2 参加資格審査

参加資格審査は、応募者が参加資格を有することを確認する。参加資格を有しない場合は失格とする。

3 提案審査

(1) 基礎審査

提案内容及び提案価格が、次のアからエを満たしていること。満たしていない場合は失格とする。

ア 提案内容が要求水準書で示す要求水準を満たしていること。

イ 提案内容が募集要項及び様式集で示す提案書の作成に関する条件を満たしていること。

ウ 提案内容が次に示す基礎審査項目について基準を満たしていること。

エ 提案価格が募集要項で示す提案上限価格以下であること。

基礎審査項目	審査の視点	基準	様式
1 資金調達 ・収支計画	確実な資金調達、安定的な収支計画となっているか。	金融機関等との融資条件の調整など、事業開始後の確実な資金調達を見込んでいる。	5－3①
		適切な収支計画である。	5－3②
2 工程計画	工期の遵守について、適切な計画となっているか。	令和 11 年 4 月に供用開始する工程計画である。	5－4
		設計や建設に関する申請手続等に要する期間を適切に確保している。	
3 平面・断面計画	安全安心な給食を実現するため、衛生基準等に適合した給食エリアのゾーニング及び動線計画となっているか。	非汚染区域と汚染作業区域を適切に区分している。	5－5
		要求水準に規定した諸室が全て計画されている。	
4 厨房機器計画	1 日 10,000 食 1 献立方式であることを踏まえた上で、2 時間喫食に十分に対応できる厨房機器の計画となっているか。	食品の保管場所を適切に確保している。	5－6
		適切な調理能力を有する機器を設置している。	
5 配送計画	2 時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	配送車両の調達やタイムスケジュールについて適切に設定している。	5－7

(2) 性能審査

性能審査は、アに示す審査項目ごとにイに示す審査基準に従い審査し、性能審査点を付与する。性能審査点は 700 点満点として、小数点第 2 位まで求める。なお、「(カ) その他に関する提案 (3) 地域経済の活性化 ② 市内企業の活用」における市内企業への発注額に関する得点についてはイによらず、審査の視点に記載の算定式に基づいて算定する。

ア 性能審査における審査項目と審査の視点

(ア) 事業計画に関する提案

審査項目	審査の視点	配点	様式
(1) 実施方針・実施体制	① 本事業の目的及び施設の役割を十分に理解し、本事業の実施にあたっての全体的に優れた方針が定められた提案がなされているか。 ② 構成員の明確な役割分担や円滑な相互連携を実現するための体制構築など、提案された実施方針を具現化するための優れた提案がなされているか。 ③ 業務品質の低下の兆候を早期に発見し、自主的に改善が図られるセルフモニタリングの実施体制や方法及び市が実施するモニタリングに対する協力方法について、優れた提案がなされているか。	30	6－1
(2) 資金調達・返済計画	① 資金調達及び返済計画の確実性や安定性について、優れた提案がなされているか。 ② 毎年度の収支計画の確実性や安定性について、優れた提案がなされているか。 ③ 金利変動や不測の資金需要への対応について、優れた提案がなされているか。	30	6－2

審査項目	審査の視点	配点	様式
(3) リスク管理の方針	① 本事業に付随するリスク分析について、優れた提案がなされているか。 ② リスクを顕在化させない仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ③ リスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案がなされているか。	30	6-3
	(計)	90	

(イ) 施設整備業務に関する提案

審査項目	審査の視点	配点	様式
(1) 施設整備体制	① 設計・施工業務を適切に実施するため、必要人員の確保、体制について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ② 業務従事者の指揮命令系統及び市との連絡体制が明確にされているか。 ③ 施工業務に従事する者の労働環境及び施設整備の品質確保について、優れた提案がなされているか。	30	6-4
(2) 配置計画・外部動線	① 建物の配置計画について、周辺環境を考慮し、安全性や防災性に配慮した優れた提案がなされているか。 ② 本件施設用地内の動線計画（食材搬入、給食の配送・回収、一般車両、歩行者等）について、安全性や機能性に配慮した優れた提案がなされているか。	40	6-5
(3) ゾーニング・内部動線	① 給食エリアのゾーニング、各室の配置計画及び動線計画について、安全衛生面、機能性及び作業環境に配慮した優れた提案がなされているか。	40	6-6
(4) 厨房機器・調理備品計画	① 厨房機器及び調理備品について、最大 10,000 食、1 献立の調理に対応した具体的かつ優れた提案がなされているか。 ② 厨房機器及び調理備品について、想定献立を考慮した優れた提案がなされているか。	30	6-7
(5) 施工計画	① 本件施設の整備や稲口調理場の解体に関する施工計画や工程計画について、適切で実効性のある優れた提案がなされているか。 ② 騒音、振動、悪臭及び粉じんの発生、交通渋滞その他建設工事に伴う近隣への影響を最小限に抑えるための工夫について、優れた提案がなされているか。 ③ 工事期間中の安全管理について、優れた提案がなされているか。	30	6-8
	(計)	170	

(ウ) 開業準備業務に関する提案

審査項目	審査の視点	配点	様式
(1) 開業準備	① 各業務間の連携や市との連携を含め、供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について、優れた提案がなされているか。	10	6-9
	(計)	10	

(エ) 維持管理業務に関する提案

審査項目	審査の視点	配点	様式
(1) 維持管理体制	① 維持管理体制について、優れた提案がなされているか。 ② 設備の不具合など、緊急時の対応について、優れた提案がなされているか。	30	6-10
(2) 修繕計画	① 予防保全について、優れた提案がなされているか。 ② 引継ぎなど、本事業終了時の諸手続きに対応するための体制について、優れた提案がなされているか。	30	6-11 ①②
	(計)	60	

(オ) 運営業務に関する提案

審査項目	審査の視点	配点	様式
(1) 運営体制	① 安全安心な学校給食を効率的かつ継続的に運営できるノウハウを有しているか。また、適切な人員配置がなされているか。 ② 運営業務従事者の指揮命令系統及び市との連絡体制が明確にされているか。 ③ 運営業務従事者の労働環境及び運営の品質確保について、優れた提案がなされているか。	50	6-12
(2) 安全安心な給食の提供	① 食中毒事故や異物混入の防止を高水準で管理するための方策について、優れた提案がなされているか。 ② アレルギー対応食を安全かつ確実に調理するための体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ③ 対応品目や食数の増加に対応可能な提案がなされているか。 ④ 運営業務従業者の健康管理、衛生管理及び能力向上について、優れた提案がなされているか。	50	6-13
(3) 魅力ある給食の提供	① 給食の品質確保について、優れた提案がなされているか。 ② 魅力ある給食の提供及び食べ残し抑制について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ③ おいしい給食を提供するための調理設備の導入や調理の仕方について、優れた提案がなされているか。	50	6-14
(4) 配送・回収	① 交通渋滞や交通事故など、緊急時の対応策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ② 児童生徒、配膳員及び配送車両の安全確保について、優れた提案がなされているか。	30	6-15
	(計)	180	

(カ) その他に関する提案

審査項目	審査の視点	配点	様式
(1) ライフサイクルコストの削減	① 長期的な視点からライフサイクルコスト（施設整備から維持管理・運営期間、事業契約期間後も含む。）の削減について、実績や根拠等を示しつつ、具体的な提案がなされているか。	40	6-16
(2) 環境負荷への配慮・光熱水費の低減	① 「ゼロカーボンシティかすがい」宣言に基づき、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの活用を図り、脱炭素社会への貢献、自然環境に配慮した取組及びシステムの導入について、優れた提案がなされているか。 ② 光熱水費削減を図る方法とその実効性について、優れた提案がなされているか。	40	6-17
(3) 災害対策	① 災害発生後、管轄校が再開及び調理場周辺のインフラが復旧次第、給食を早期に提供できるように、災害発生時における施設や設備への影響の回避や抑制及び早期復旧の方策について、優れた提案がなされているか。 ② 災害時の施設設備の使用及び調理人員の提供等、市への協力について、優れた提案がなされているか。	30	6-18
(4) 地域経済の活性化			
①市内事業者の育成・市内雇用の創出	① 構成員に市内の企業を複数含むことや市内事業者の育成及び参画など、地域経済に貢献するための優れた提案がなされているか。 ② 既存調理場の調理員の雇用や地域住民の雇用について、具体的な方策が提案されているか。	40	6-19①
②市内企業の活用	① 建設業務の市内企業への発注を通じた地域経済へ貢献が期待できるか。得点の算定式は次のとおりとする。算出した得点の小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。 配点=40点×（建築工事費等※1のうち市内に本店を有する者への発注額※2／建築工事費等） ※1 様式4-4①初期調達費見積書に記載した「4 建築工事」「5 電気設備工事」「6 空調設備工事」「7 給排水・衛生設備工事」「8 昇降機工事」「10. 事務備品」「12 土木工事」「13 附帯工事」及び「15. 解体工事（調査関連・解体設計・工事監理を除く）」の見積額の合計額とする。 ※2 応募グループの構成員がSPCから受注した金額及び応募グループの構成員からの一次下請企業への発注額の合計額とする。	40	6-19②
	(計)	190	

合計 700

イ 性能審査における審査基準と性能審査点付与率

	審査基準	性能審査点付与率
A	要求水準以上で具体的かつ適切な非常に優れた提案が多い。	配点×100%
B	要求水準以上で具体的かつ適切な優れた提案が多い。	配点×75%
C	要求水準以上で具体的かつ適切な提案がなされている	配点×50%
D	要求水準以上で具体的かつ適切な提案が少ない	配点×25%
E	要求水準を満たす程度	配点×0%

(3) 価格審査

価格審査点は、次式に示す比率法により算定する。価格審査点の算定にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで求める。

$$\text{価格審査点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

(4) 総合評価

次式により算定した総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価点は小数点以下第2位まで求める。なお、総合評価点が同点の場合は、性能審査点が最も高い提案を最優秀提案とする。性能審査点も同点の場合は、全て最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点 (最大 1,000 点)} = \text{性能審査点 (最大 700 点)} + \text{価格審査点 (最大 300 点)}$$

第3 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会により最優秀提案として選定された提案を行った者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案が複数ある場合は、くじにより決定する。

2 結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定結果は、応募グループの代表企業に通知する。優先交渉権者の決定結果及び審査講評を市ホームページにおいて公表する。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者がいない場合には優先交渉権者を決定せず、その旨を市ホームページにおいて公表する。なお、応募者が1者である場合は、各審査を実施し、事業者として適切と判定された場合は、最優秀提案として選定する。ただし、参加資格審査又は基礎審査において失格となった場合、若しくは、性能審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本プロポーザルは成立しないものとする。

第4 選定委員会の設置

専門的知見に基づいて最優秀提案を選定するため、学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。選定委員会は、次の5名の委員で構成する。また、会議は非公開とする。

なお、選定委員会が最優秀提案を選定するまでの間に、応募者が選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触などの働きかけを行った場合は当該応募者は失格とする。

役職	委員氏名	所属等
委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学 特任教授
副委員長	高田 尚美	名古屋学芸大学 教授
委員	柳原 光芳	名古屋大学大学院 教授
委員	西野 正康	春日井市建設部長
委員	森本 邦博	春日井市教育委員会事務局教育部長